

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第127回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年11月25日（金）9時37分～10時59分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）総務省

木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、
関口事業政策課課長補佐、
片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
浅川料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐、
山口電気通信技術システム課長、
梶原電気通信技術システム課課長補佐、
安藤電気通信技術システム課番号企画室長、
林電気通信技術システム課番号企画室課長補佐

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3153号】

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

【諮問第3154号】

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3155号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3156号】

開 会

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 皆様、お待たせしております。事務局でございます。

三友部会長から所用により途中からの出席になる旨、連絡がございましたので、その間、三友部会長に代わりまして、佐藤部会長代理に議事進行をお願いできればと思えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤部会長代理 了解しました。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは時間が遅くなってしまいましたけれども、これから審議を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長代理 部会長代理の佐藤です。よろしくお願いいたします。

ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第127回を開催いたします。本日はウェブ審議を開催しており、三友部会長が遅れておりますが、委員8名全員が出席の予定をしておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、名のってから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は答申案件2件、諮問事項2件でございます。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3153号】

○佐藤部会長代理 初めに、諮問第3153号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について」審議いたします。本件は、本年9月26日、月曜開催の当部

会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、9月27日火曜日から10月26日水曜日までの間、意見招請を実施しました。

また、本件のうち第一種指定電気通信設備制度の見直しに関する事項については、10月29日土曜日から11月11日金曜日までの間、2回目の意見招請を実施し、それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。委員会での検討結果については、接続委員会の相田主査より、総務省が代わりに御報告する旨言いつかっております。

それでは、まず利用者に関する情報の適正な取扱い関係の説明を総務省からお願いします。

○柳迫事業政策課調査官 事業政策課の柳迫と申します。

それでは私からは、資料127-1、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、利用者に関する情報の適正な取扱い関係について御説明します。資料の右下に書いてあるページ数で御説明します。73ページを御覧ください。別添1とございます。利用者に関する情報の適正な取扱い関係のうち、当審議会への必要的諮問事項に係るものについて御紹介します。

パブコメにつきましては、意見の提出数が全部で6件ございます。

中身としては、74ページからになります。特定利用者情報の適正な取扱い関係につきましては、1.1から1.4まで大きく4項目の意見がございます。

最初に74ページの1.1規制対象事業者の範囲についての意見でございます。意見の1-1-1として、日本電信電話株式会社とソフトバンク株式会社から、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律に関する御意見として、この規律の対象者が、無料の電気通信役務については利用者数が1,000万人以上、有料の電気通信役務については利用者数が500万人以上と今回省令案で規定しているところでございますが、閾値を設けるのではなく、規律を幅広く適用すべきとの御意見でございます。

また、ソフトバンクはこうした意見に加えて、規律の対象外の事業者についても電気通信事業法施行規則の改正案に準じた取扱いをなされるよう措置いただくことを要望するとの御意見が付記されてございます。

これらの御意見に対する考え方につきましては、ページ右側の上から3行目の後半でございますけれども、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいですが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的

である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については、規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があるとのことで、今回規律対象となる電気通信役務の基準を設けることは適切であると考えます。

「また」以降のところですけれども、総務省において、閾値に満たない電気通信事業を営む者に対して、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを推奨するとともに、改正電気通信事業法施行後3年後等において、規律の見直しの検討を行うことが適当と考えるとしてございます。

74ページ下から75ページにかけては、アジアインターネット日本連盟からの御意見でございます。先ほどの規律の対象で、無料の電気通信役務が利用者1,000万人以上、有料が500万人以上の区分がありますけれども、この適用に関して、マッチング型プラットフォーム、これはオンラインショッピングモールなどをイメージしていただければ分かりやすいと思っておりますが、このマッチング型プラットフォームにおいて付随的な機能としてついているクローズドチャット機能によって電気通信役務の提供を受ける場合であって、オンラインショッピングモールの売主と買主がチャットでやり取りするようなケースにおいては、売主は事業者に対して出品料、掲載料等の料金を支払いますが、買主は一切の料金の支払いを要しないのであれば、これは料金の支払いを要しない電気通信役務として扱ってよいのか、つまり、利用者数1,000万人以上の閾値になることでよいかとの質問がございました。

また、75ページの上から4行目ですけれども、この電気通信役務の提供を受けた利用者の数のカウントに当たりましては、契約主体が法人の場合であって、法人内の複数の従業員ごとに個別のID・パスワードが発行されたとしても、契約主体である法人を1利用者として扱ってよいかとの御意見でございます。

これらの御意見に対する考え方につきましては、74ページの右側からですけれども、まず、クローズドチャット機能の電気通信役務については、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて、一方が料金の支払いをせずとも利用できる場合、その提供の開始時において対価としての料金の支払いを要しない電気通信役務と考えるとのことで、無料の電気通信役務の閾値である1,000万人以上の基準が適用されるものでございます。

また、電気通信役務の契約主体が法人の場合、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用したとしても、1法人を1利用者として算定することが適当と、考え方を示

してございます。

75ページの1.2検索情報電気通信役務についてでございます。意見1-2は、検索情報電気通信役務の利用者の数の算定方法等についてでございます。検索情報電気通信役務を提供する事業者は、今回の改正電気通信事業法により、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律がかかることとなります。この規律のかかる検索情報電気通信役務の要件としては2つを今回省令案で規定しておりまして、利用者数が1,000万人以上であること、分野横断的な検索サービスを提供すること、この2つが要件となっております。今回の省令案中、電気通信事業法施行規則案第59条の3の第4項は、利用者数が1,000万人以上の閾値を規定する条文ですが、電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が1,000万以上と規定されているところ、この条文の「電気通信役務の提供を受けた利用者」の意味の確認を求めるものでございます。

考え方としましては、「電気通信役務の提供を受けた利用者」と「電気通信役務の利用者」の数の違いですけれども、まず「電気通信役務の利用者」の数は一定期間の累計の利用者で、電気通信役務を利用せず、登録等のみを行っている者も含むところがポイントになります。今回条文に規定しています「電気通信役務の提供を受けた利用者」の数は、一定期間において実際に電気通信役務の提供を受けた累計の利用者の数、いわゆるアクティブ利用者数と考えておりまして、意味が異なります。このアクティブ利用者数は具体的には、アカウントにログインするだけでなく、サービスを利用、メッセージの送信、閲覧等をした利用者が該当することになります。

ただ、この辺の考え方が分かりにくい点もあろうかと思っておりますので、今後総務省において、ステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えるとしてございます。

75ページ下から76ページにかけては、アジアインターネット日本連盟からの御意見でございます。御意見としましては、検索情報電気通信役務等の指定を受けて、届出事業者として事故報告対応フローなどの社内体制の整備を行うには数か月程度の時間を要することから、指定が見込まれる事業者に対しては、指定の見込みについて早い時点でお知らせいただきたいとの御意見です。また、76ページの左の上から2段落目は、指定に当たり、事業者の中には複数の電気通信役務を提供している者もいるため、指定の見込みについてお知らせいただくにあたっては、どの電気通信役務が対象となるのかあらかじめ明確にしていきたいとの御意見でございます。また、下から3行目は、

指定事業者において十分な準備時間が確保されるよう、報告から指定までの時間について配慮いただきたいという御意見でございます。

これらの御意見に対する考え方につきましては、76ページの上の右側に記載をしております。指定の手續につきましては、改正電気通信事業法施行後の一月以内に、今回の電気通信事業報告規則案の第2条第3項及び第4項に基づいて利用者数の区分を報告いただくことで、検索情報電気通信役務等の指定を行うこととなります。この指定につきましては当審議会への諮問事項でございますので、報告から指定までは一定の時間を要し、準備期間としては確保されていると考えているところでございます。

76ページの1.3媒介相当電気通信役務についてでございます。意見1-3はグーグル合同会社からの御意見でございます。媒介相当電気通信役務につきましては、SNS等の不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスのうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を媒介相当電気通信役務と規定して、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律がかかるものでございます。要件としては2つございまして、1つ目の要件が検索情報電気通信役務と同じく利用者数が1,000万人以上の電気通信役務、2つ目の要件が主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの、この2つが省令案で記載されているところでございます。今回、この2つ目の要件の「主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの」についての御意見でございます。

御意見としては動画共有プラットフォームやブログプラットフォームに該当するもの、こういったものであっても、利用者間の交流をサービス利用の必要条件として伴わない情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受を主な目的とするサービスは、主として不特定の利用者間の交流を目的としていないサービスであり、媒介相当電気通信役務に該当しないとの理解でよいか、まず1つ目の御意見でございます。

2つ目、(2)と記載があります、77ページの上から6行目の「すなわち」以降ですけれども、媒介相当電気通信役務の指定に対しては適正な手續に従って行われるものと理解しているが、この理解でよいかとの御意見でございます。

まず1つ目のグーグル合同会社からの(1)の御意見に対する考え方につきましては76ページの右側に記載しております。動画共有プラットフォームやブログプラットフォームの利用者としては、省令案においてアカウントを有する者としておりますところ、アカウントを有する利用者間において情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受を行い、コメント等を行うことができる電気通信役務は主として不特定の利用者間の

交流を目的とする電気通信役務であると考えられます。こういったものの例示として、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめでも「テキスト、動画、画像又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等」が挙げられているものとございます。

(2)の御意見に対する考え方につきましては77ページの上から4行目の後半部分でございます。総務省において今後も引き続き、媒介相当電気通信役務を提供し得る者とコミュニケーションを取りながら、電気通信事業法の適切な運用を行うことが適当と考えるとしてございます。

77ページの1.4特定利用者情報・利用者の範囲についてでございます。まず意見1-4が在日米国商工会議所からの、特定利用者情報の範囲等について明確化を求める御意見でございます。意見としては、特定利用者情報の意味について、故意に収集されたデータのみを指すべきであり、偶発的に収集された、又は容易にアクセス可能でない個人データは含むべきでないとの御意見でございます。

こちらの御意見に対する考え方については、下から5行目の最後の部分において、利用者利益の保護の観点から、自発的または偶発的に取得するかを問わず、特定利用者情報として適正な取扱いの対象とすることが適当と考えるとしてございます。

77ページ下から78ページにかけては、ソフトバンクからの御意見でございます。ソフトバンクの御意見の趣旨としましては、事業者内の他のデータベースと容易に照合することで識別できる場合は本規範の対象外との理解でよいかとの御意見でございます。また、特定利用者情報の該当性判断に迷いそうな具体的な事例をガイドライン等で複数明示いただくことを要望するとの御意見でございます。

こちらの考え方は78ページの右側の部分に示しておりまして、事業者内の他のデータベースと容易に照合することができ、それにより利用者を識別することができる情報についても、「利用者を識別することができる情報」に該当し、「特定利用者情報」に該当し得るものと考えます。また、今後総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えるとしてございます。

78ページの下が個人の御意見でございまして、利用者のうち、利用登録によってアカウントを有する者につきましては電気通信事業法施行規則案の第2条の2で、電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与された者と定義されております。この

識別符号につきましては、「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づくことが要件になっておりますけれども、こういった情報に基づかないで作成される識別符号が今回除かれている趣旨・理由を、法目的の観点から明らかにされたいとのことと、この除外に該当する例として、（１）として、ユーザ登録に何ら本人確認情報を要しないで任意のユーザIDでログインアカウントを作成できる電気通信役務、（２）として、認証連携サービスを用いて、他のサービスでログインから連携してログインする方法の電気通信役務、こういったものは今回の「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から除外されるのか明らかにされたいとの御意見でございます。

これらの御意見に対する考え方としては右側でございますとおり、この識別符号を「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づくものとしたのは、電気通信役務の提供を受ける登録を行うに当たり、一般的にこれらの情報が提供されているためとしてでございます。

事例で（１）と（２）がございましたけれども、まず（１）の事例につきましては、いまだこのようなサービスが一般的とまでは言えないことや、利用者が制約なくID等を変えることができることを踏まえた規定で、まさにこの識別符号から除外する例に該当すると考えてございます。（２）の例につきましては、認証連携サービスを用いた場合は、通常、連携先から「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」が提供されているものと承知しておりますので、こうした情報が提供される場合には「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」が利用者に付与されたと考えられますので、この識別符号からは除外されないと考えているところでございます。

最後、79ページの個人の見解でございます。電気通信事業法施行規則案第22条の2の21の条文の解釈でございます。「特定の利用者を識別することができる情報」のこの「特定の」がどこに係っているのか、「利用者を識別することができる情報」に係っているとの理解でよいのかとの御意見でございます。こちらにつきましては、御理解のとおりですと考え方を示してございます。

以上が諮問事項に対する意見でございます。参考として資料の191から225ページにつきましては、今回の省令案のうち、当審議会への必要的諮問事項以外に係るものを参考として添付してございます。意見提出数は全部で12件でございます。こちらは御参考としてつけさせていただいております。

御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤部会長代理　　ありがとうございました。

ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能によってお申し出ください。森委員、お願いいたします。

○森委員　　御説明ありがとうございました。

これ、今回の改正省令案のパブコメですけれども、御案内のとおり、特定利用者情報についての適正な取扱いが問題になりましたのは、LINEの件で外国の委託先から利用者情報がアクセスできたこと、見る事ができたことで、外国からのアクセスをどう考えるのかということでした。できた制度であるわけですけれども。

パブコメの74ページにあります。これは日本電信電話株式会社とソフトバンクがいずれも特定利用者情報の規制の対象は幅広く適用されるべきであると。それは利用者保護の観点からすると、事業者はその閾値を設けることなく、広く適用されるべきであることをパブコメで言っておられまして、利用者保護の観点からはやはり、ユーザ数が非常に多くてもそうでなくても、外国からのアクセスをどう考えるのか。特にガバメントアクセスですね。外国の政府によるアクセスをどう考えるのかということは非常に重要な問題になっていると思います。

ユーザの特に信頼ですね、電気通信サービスに対する信頼を確保する、電気通信事業法の目的からすると、そのことは非常に重要になってきていると思いますので、今回このように改正法ができたことはよかったことだと思いますけれども、適用範囲については今後引き続き見直しをしていくべきであること。そしてその背景に、やはり利用者情報の重要性ということがケンブリッジ・アナリティカ等で明らかになったかと思っておりますので、ほかの問題についてもユーザデータの重要性がかつてとは変わってきていると。より重要なものになって、ユーザの権利にも関わりますし、悪用されるおそれも高まっているということで、ほかの利用者情報に関する規制全体とともに、今後適切な見直しが図られることがいいのではないかと考えております。

以上です。

○佐藤部会長代理　　ありがとうございました。大事なことを幾つか指摘していただきました。規制の対象についてはできるだけ広いほうがよろしかろうということでした。ただ、当面行政コストも含めてこのような形で進めることとし、今後については見直しの機会があるとのことなので、必要に応じて対応していきたいと考えます。総務省、何か

このコメントに対して御回答がありましたらお願いします。

○柳迫事業政策課調査官 森委員、どうもありがとうございました。

森委員が御指摘のとおり、本来であればこの規律はより多くの事業者に適用される方が利用者保護の観点からは望ましいと考えておりますので、今回考え方に示されているとおり、閾値に満たない事業者につきましては、これからガイドライン等を作成して、特定利用者情報の適正な取扱いをしっかりと推奨していきたいと思っています。

また、ガバメントアクセスに関する御意見もありがとうございました。こちらは今回諮問事項ではございませんけれども、パブコメもさせていただき、先ほどの資料の191ページから225ページの中の参考の中で考え方を示しております、今回ガバメントアクセスに関する漏えい報告等の規律を省令案で整理しているところでございます。

特定利用者情報につきましては、重要なものでございますので、今後規律を運用しながら、必要に応じて制度の見直しも適切に検討していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○森委員 ありがとうございました。

○佐藤部会長代理 ありがとうございました。それでは引き続き大谷委員、よろしくお願ひします。

○大谷委員 大谷でございます。今の森委員の御意見に賛同するところです。

それ以外の意見といたしましては、今回のパブリックコメントに寄せていただいた御意見を拝見しておりますと、特に外国事業者を代表する立場で意見を出してくださった在日米国商工会議所でありますとか、それからアジアインターネット日本連盟などから、かなり細かい御質問や、あるいは制度趣旨が十分に伝わっていないのかもしれないと思われるような御意見を頂いているところでございます。特定利用者情報の保護に関する今回のルールは非常に重要なものですので、我が国の事業者だけではなく、外国でのサービサーも含めて正しく受け止めていただき、その趣旨が十分に伝わるということが極めて重要なことだと思っております。

総務省からの御説明でも、ガイドラインを丁寧につくり込んでいくということについての御発言を頂いているところですので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○佐藤部会長代理 ありがとうございます。紹介された議論の中でも外国の関係者は参加されていたと思いますが、外国関係者を含め、多くの人に関係する規律だと思ひます

ので、やはり多くの人にきちんと内容を周知していくことが大事とのこと。総務省として、このコメントに対して何かお答えがあればお願いします。

○柳迫事業政策課調査官 大谷委員、御指摘ありがとうございます。

大谷委員がおっしゃるとおりだと思っております、今回この規律がこれから運用されるに当たり、今回の省令案だけで必ずしも明確でない点があるかと思ひまして、今回のパブコメではそうしたところの確認を求める御意見、明確化してほしいといったような御意見があったかと思っております。

まさにそこは大事なポイントだと思っておりますので、今回、この省令案をお認めいただきましたら、その後、年明け以降に総務省においては、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループにおいてガイドライン等を丁寧に定めていきたいと思っております。ガイドライン等を定める際は、関係する事業者、利用者、こういった方々とのコミュニケーションをしっかりとっていききたいと思っております。

施行につきましては、施行日政令が閣議決定されまして令和5年6月16日となっておりますので、事業者においても準備期間が十分設けられるようにガイドライン等をしっかり定めていききたいと思っております。どうぞ御意見ありがとうございます。

○佐藤部会長代理 ありがとうございます。ほかに何か質問があればチャット等で。

特にないようなので、引き続き次の諮問事項に入りたいと思います。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。失礼いたします。三友部会長が入室されましたので、これから説明予定の第一種指定電気通信設備制度の見直し関係まで佐藤部会長代理に議事の進行をお願いいたしまして、次の答申案件から三友部会長に議事の進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○佐藤部会長代理 はい、引き続き議事進行させていただきます。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 よろしく願いいたします。

○佐藤部会長代理 それでは続きまして、第一種指定電気通信設備制度の見直し関係について、総務省から説明をお願いいたします。

○永井料金サービス課課長補佐 料金サービス課の永井でございます。

それでは同じ資料127-1の80ページから、第一種指定電気通信設備制度の見直し関係の内容について御説明いたします。この内容は接続関係でございますので、意見募集と再意見募集と2回行った上で、今週の月曜日に接続委員会において御議論いただいた内容となっております。

まず、82ページを御覧ください。意見1-1-1、総論といたしまして、NTT東西から意見が出てございます。今回の指定の見直し関係につきまして、まず、IPoE接続に係る県間通信用設備につきまして、今後の状況変化がもしあった場合には、改めて第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象から除外することについて今後検討いただきたいとの内容でございます。

また、後段部分につきましては、IP音声接続に関しまして、IPマイグレーション移行後につきましては、事業者間の公平性確保、また規制・運用コストの抑制を図っていくこと、そしてビルアンドキープ方式の導入等について検討すべきとの内容の意見でございます。

これに対する再意見といたしまして、KDDIとソフトバンクから御意見を頂いております。まずIPoE接続に係る設備の関係につきまして、2社から、現時点での除外は不適當であること。また、今後も不可避性の変化が明確に認められない限りは規制の対象とすべきとの再意見が出てございます。

また、IP音声接続に係る意見の部分に関しましては、KDDIから、規制の対象とすることに賛同するが、事業者間の公平性確保、規制・運用コストの抑制について別途議論してもよいとの御意見。またソフトバンクからは、ビルアンドキープ方式については時期尚早であるといった再意見が出てございます。

右側に移りまして、考え方でございます。まず、県間通信用設備の指定に関しまして、昨年9月の最終答申の内容に記載がございまして、接続が行われている実態、また競争の状況等を踏まえまして、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて見直しを検討することが適當としております。

また、後段の音声に関する部分につきましては、最終答申において整理された考え方・考察等を踏まえながら、今後、御指摘の観点も含めて検討していくことが適當とまとめていただいております。

ページを移りまして右下86ページを御覧ください。2つ目の意見でございます。意見1-1-2、ソネットからの御意見でございます。こちらは県間設備の一種指定制度に基づく規制の対象の追加に賛同という御意見。また、集合住宅市場における競争環境の充実について、今後必要に応じて継続議論を希望するとの御意見でございます。

こちら、右側の考え方に移りまして、今後の一種指定制度に基づく規制の運用・見直しについては、御指摘の観点も含めて、今後、有識者や関係事業者の意見も聞きながら

検討を進めていく形でまとめていただいております。

続きまして意見1-2、こちらは加入者回線の占有率の算定方法に関する意見でございます。KDD Iから、シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法について、現行と同様に分岐端末回線を数える方式とすることを明確化する点について、賛同の御意見を頂いております。

続きまして意見1-3です。県間通信用設備の第一種指定電気通信設備への追加に関する意見でございます。こちらはソフトバンクから、規制の対象に追加することに賛同の御意見、また本改正が速やかに施行されることを要望しますとの御意見を頂いております。この点はKDD Iも賛同の再意見を頂いております。

右側に移りまして考え方でございます。こちらは施行日政令によりまして、本年11月7日に施行日政令が公布されまして、本省令の施行日について確定いたしまして、令和5年6月16日となりましたとの内容です。また、NTT東西におきましては、改正電気通信事業法の趣旨、また本意見のような接続事業者の意見も踏まえつつ、接続約款の変更申請等について遅滞なく適切に実施いただくことが適当と考えるとの形でまとめていただいております。

続きまして意見1-3-2に移ります。こちらは今般の第一種指定電気通信設備制度の整備について賛同しますとのことで、具体的には、制度の適用対象となる設備の範囲について、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除すること、また、県間通信用設備のうち、他社設備も含めて一体的に規律することが適当との点について、KDD Iから賛同の御意見、またソフトバンクから賛同の再意見が出てございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○佐藤部会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

いかがでしょうか。何かあれば知らせていただければと思いますが。

特になければ、一つ、私からお尋ねすると、不可避性について、意見の初め、1だったと思いますが、その観点で必要に応じて見直すということでしたが、その「必要に応じて」については、どういうことが引き金になって見直しになるのか。事業者等から何かしら意見が示されて検討を始めるのか、何かの数値等を見ていてそういった判断をす

るのか、どういうプロセスになりそうか教えてください。

○永井料金サービス課課長補佐 料金サービス課の永井でございます。御質問ありがとうございます。

こちらにつきましては、まず意見1-1-1でNTT東西からの御意見にもございませとおり、ここに出ているような経済的複製可能性、また単県POIの設置状況といったものについて、こちらが他社から見た不可避性を見るに当たっての一つの基準になるのではないかと考えているところでございます。

また、事業者からの提案といたしましては、やはり規制の対象となっているNTT東西におきまして、こういった状況変化が見られるのではないかとといった問題提起がなされた上で、その状況について有識者の先生方の御意見も頂きながら検討していく形になっていこうかと思えます。

○佐藤部会長代理 御回答ありがとうございます。

ほかに御意見がございませんようでしたら、諮問第3153号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐藤部会長代理 ありがとうございます。それでは案のとおり答申することといたします。

事務局、これで一区切りということによろしいでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。このタイミングで交代をお願いできればと思います。

○佐藤部会長代理 了解です。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 三友部会長、よろしく願いいたします。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3154号】

○三友部会長 三友でございます。

所用により途中からの出席となり御迷惑をおかけいたしました。残りの部分を私が進

めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、諮問第3154号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について」審議いたします。

本件は、本年9月26日月曜日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、9月27日火曜日から10月26日水曜日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは内容につきまして、総務省から御説明をお願いいたします。

○浅川料金サービス課課長補佐　総務省でございます。資料127-2に基づきまして御説明申し上げます。

三友部会長の御案内のとおり、パブリックコメントを実施いたしましたので、まずその結果について3ページから御説明申し上げます。意見の提出者はNTT東西からのみで、具体的な御意見は4ページでございます。なお、今回のユニバーサルサービス制度の交付金の額等の認可についての御意見はこれも含めてございましたが、具体的な御意見としては、前回9月の当部会において併せて御報告を差し上げました、NTT東西の基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の報告に係るものでございます。当日もこの報告についての見直しについて御議論がありましたので、これを踏まえての御意見となっております。

1段落目から2段落目でございます。「情報通信審議会答申（平成18年11月21日）」において、基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用の経営効率化の状況等を総務省殿に報告することが要望され、それを受けて当社は、平成18年度より16年間にわたって報告を実施してまいりました。その間、年間▲7%の効率化を着実に実施し、平成18年度の報告開始時点の3,466億円から932億円まで減少していますという記載でございます。

また、前回の当部会において議論された経営効率化等の報告方法等の見直しについては賛同しますとの御意見でございます。また、「当社のホームページにおいて公表することで引き続き周知可能」とのことでございますので、前回の御議論等も踏まえた考え方を右側にまとめさせていただいております。

1つ目の丸でございます。NTT東西は、交付金の額を算定するために用いる基礎的

電気通信役務の設備利用部門の費用について、毎年7%の経営効率化を着実に達成してきたと認識しています。

2つ目の丸として、このため、NTT東西は、設備利用部門費用の経営効率化目標を引き続き達成できることが期待されること、また、総務省においても基礎的電気通信役務収支表に基づき確認可能であることを踏まえれば、NTT東西から総務省への報告は不要と考えますとさせていただきます。

ただしとして3つ目の丸、総務省においては、設備利用部門の経営効率化の実績について年間約7%の効率化が図られていないときには、NTT東西に対して詳細な説明を求め、検証を行うとともに、審議会に対し報告を行うべきと考えますとさせていただきます。

なお、NTT東西においては、経営効率化の実績及び取組内容をホームページ等で広く周知することが適当とも記載してございます。

これを踏まえまして、資料をお戻りいただきまして1ページでございます。答申書案を作成しております。記といたしまして、1番、2番がでございます。1番はユニバーサルサービス交付金制の認可については御異論もございませんでしたので、認可することが適当と記載させていただきます。また2番に、以下の措置が講じられることを要望するとしておりまして、こちらはパブリックコメントの考え方を基本的に転記させていただきます。おまして、(1)にNTT東西から総務省への報告は不要とする旨、(2)にNTT東西のホームページで公表する旨、(3)年間7%の効率化が図られていない時には総務省が審議会に報告する旨を記載させていただきます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

いかがでしょうか。山下委員、お願いいたします。

○山下委員　　山下です。このまま私も特に反対するものではないですけれども、この16年間、7%ずつ効率化されたのは評価に値すると思いますけれども。これが達成できた一つの理由は、昨今、物価が上昇していることを考えると、物価が安定していたとか、物によって物価が下落していたとか、そういうことをうまく利用されたところ。うまく利用という言葉が悪いかもしれませんが、それをうまく上手にお使いになっ

て効率化ができたのではないかと思います。

今後、7%を達成できないときには説明を求めるとのことですが、この物価上昇の中ではどういうふう考えたらいいのかなと私も提案したいと思います。つまり、これまでは名目も実質もイコールでやってこられたと思うのですけれども、今後は名目では7%はできていないけれども、実質ではできていると説明をするのか、それとも、7%はできなかつたけれどもできなかつた分の寄与分は、ですから6%しか効率化できなかつたらマイナス1%分は物価上昇であるとか、何らかのこれからは切り分けが必要になると。長期的にはどうなるか分かりませんが、そういうような工夫が必要になるのではないかなと思いましたが、一言発言いたしました。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。大変重要な視点だと思います。物価上昇に関して、この算定方法で何か今後考慮する可能性があるのかどうかについてお尋ねいたします。

○浅川料金サービス課課長補佐 御質問ありがとうございます。

まず、本年の交付金の認可や効率化報告は令和3年度実績に基づくものでございますので、まだそこまで物価上昇の大きな影響はないかなとは思いますが、来年度以降、その実績も踏まえて、御意見も踏まえて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○三友部会長 山下委員、よろしいですか。

○山下委員 ありがとうございます。

○三友部会長 分かりました。ぜひ、その配慮につきましては具体的にまたお示しいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にほかに御意見がございませんようでしたらば、諮問第3154号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは案のとおり答申することといたします。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3155号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第3155号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、総務省から御説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課長 総務省料金サービス課長の片桐でございます。

資料127-3を御覧ください。1ページおめくりいただきまして、諮問書を御覧いただければと思います。今回の諮問は、本年9月に頂きました情報通信審議会答申を踏まえまして、第一種指定電気通信設備との接続に関して、電気通信事業法施行規則等の改正を行うものでございます。

では2ページを御覧ください。改正の概要についてでございます。今後は右肩のページ数を使わせていただければと思います。

次のページ、右肩1ページを御覧ください。改正の概要でございますが、改正の内容は大きく2つでございます。

1点目は、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料に係る規定の整備を行うものです。具体的には、ワイヤレス固定電話の接続料について、電話網のIP網への移行期間中はワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定しまして、接続料が加入電話・メタルIP電話と同額になるよう規定を整備いたします。また、ワイヤレス固定電話を追加することに伴う用語の整理などの改正も行います。

2点目でございますが、こちらは長期増分費用方式による接続料算定に用いる入力値の見直しでございます。第一種指定電気通信設備のうち、交換機能等に係る接続料の算定につきましては、非効率性を排除することなどを目的としまして、長期増分費用方式を適用しているところでございますけれども、そのモデルに入力する入力値については毎年度見直しをしております。このため、今般、令和5年度の接続料算定に用いる入力値を最新の値に見直すものでございます。

なお、施行日でございますが、公布日に施行としております一部分を除きまして、①については令和5年6月16日の電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日、②については令和5年4月1日から施行することとしております。

では次のページ、右肩2ページを御覧ください。こちらと次のページが今回諮問に係る情報通信審議会の答申の全体像でございます。本日の諮問事項に係る部分は

緑の枠で囲んだ部分となります。

先に進ませていただきまして、右肩4ページを御覧ください。こちらは参考として、ワイヤレス固定電話の提供に関する経緯やワイヤレス固定電話の提供のイメージをまとめたものでございます。説明は割愛させていただきます。

続いて右肩5ページを御覧ください。こちらも参考でございますが、この図は第一種指定電気通信設備におけるワイヤレス固定電話用設備の位置付けについて示したものでございます。だいたい色の部分、TA、ターミナルアダプタから中継ルータまでの伝送路部分がワイヤレス固定電話の提供のために用いられる設備に当たりますけれども、こちらは現行の規定で第一種指定電気通信設備と位置付けることができますので、今回規定の見直しは不要と考えてございます。

続いて7ページを御覧ください。電話網のIP網への移行期間中におけるワイヤレス固定電話の接続料の算定方法に係る具体的な改正案でございます。令和4年総務省令第9号の附則第6条におきまして、電話網のIP網への移行期間中の接続料算定方法について規定しておりますので、これにワイヤレス固定電話については加入電話やメタルIP電話であると仮定して、接続料を算定するといった規定を加えるものでございます。

なお、ワイヤレス固定電話を新たな機能として位置付ける必要があるかについては、次の右肩8ページを御覧いただければと思います。ワイヤレス固定電話用設備はアナログ電話用設備に含まれるため、現行の加入電話・メタルIP電話接続機能の定義において読むことができます。したがって、特段新たな機能として位置付ける必要はないと考えてございます。

右肩9ページ以降は、その他必要な規定の整備についてでございますが、いずれも今回の諮問の対象外となります。まず9ページ、これは技術的基準を定めなければならない相互接続点について、規定される箇所が変化しないように規定の整理を行うものでございます。右肩10ページは、ワイヤレス固定電話用設備が設置されることに伴って定義の整理を行うものでございます。右肩11ページも同様でございます。右肩12ページ、こちらはワイヤレス固定電話に係る通信量を記録させるため、通信量記録に用いる様式を改正するものでございます。右肩13ページも同様でございます。

右肩14ページを御覧ください。こちらは今後の想定スケジュールでございます。本日、省令の改正案について諮問させていただきました。この後、御審議を頂きまして進めてもよいとのことございましたら、パブリックコメントに付していただきまして、

来年1月中旬に改めて御審議いただき、答申を頂戴したいと考えてございます。答申で改正が適当とお認めいただけましたら、速やかに省令の公布を行いまして、その後、一番下に参考として挙げている破線内でございますけれども、NTT東西から改正省令に基づく接続約款の変更認可申請を受けた後、改めてその認可について諮問させていただいて、適当との答申が頂けましたらその接続約款の変更を認可する、こうしたスケジュールを進めてまいりたいと考えているところでございます。

右肩に参考と書いているところ、通し番号で17ページから22ページまででございますが、こちらは先ほど触れました本年9月の情報通信審議会答申の関連箇所を抜粋したものでございますので、適宜御参照いただければと思います。

少し飛んでいただきまして、通し番号で23ページ以降、こちらが改正省令の条文案でございます。先ほど御説明させていただいた規定の整備に加えまして、通し番号27ページ以降を御覧いただければと思います。ここから47ページにかけまして、長期増分費用方式による接続料算定に用いる入力値が具体的にどのように見直されているのかを御確認いただけるかなと思います。

総務省からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

いかがでしょうか。それでは藤井委員お願いいたします。

○藤井委員 藤井でございます。

コメントだけですが、接続料原価の比較を省略して、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定するのは、恐らく比較するための算定コストも削減できると思われ、今回の改定は妥当ではないかと思えます。コメントになります。よろしく申し上げます。

○三友部会長 ありがとうございます。妥当であるという御判断でございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようでございますので、それでは本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

また、本件は、意見招請を経た情報通信審議会の答申に基づく改正であること、本件改正を踏まえた接続約款が来年度速やかに適用されることが接続事業者にとって望ましいことから、意見招請は1回とし、期間は11月26日土曜日から12月26日月曜日までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を頂いた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。その旨決定いたします。どうもありがとうございました。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3156号】

○三友部会長 続きまして、諮問3156号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、こちらについても総務省から御説明をお願いいたします。

○安藤電気通信技術システム課番号企画室長 番号企画室の安藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

早速ですが、資料127-4の右肩ページ番号の1ページを御覧いただければと思います。今般、音声伝送携帯電話番号の指定条件緩和に向けまして、電気通信事業法施行規則等の一部改正を検討してございます。現在、電気通信番号計画におきましては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者をMNOのみに限定しているところでございます。この点につきまして、MVNOによる多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、MVNO等からの要望に基づきまして、情報通信審議会において検討が行われ、令和3年12月8日付情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」を頂きました。

こちらにおける方向性を踏まえまして、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう、今般、制度改正を行う等でございます。

下の図を御覧ください。現在は事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けまして番号の指定を受けますが、これはMNOが該当することを想定してございます。他方、番号の指定を受けない事業者につきましては、番号の使用形態が卸元と異なる場合には、

電気通信番号使用計画について改めて総務大臣の認可を受けることとなります。番号の使用形態が卸元と同じ場合には、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画について、みなし認定を受ければ与えられることとなってございます。これらの再販事業者についてMVNOが該当するところではございまして、MNOから番号の卸提供を受けてサービスを行ってございます。

右肩2ページでございます。主な電気通信番号を表示しております。今回の検討の対象は赤枠で囲った音声伝送携帯電話番号、いわゆる090、080、070から始まる番号となっております。

3ページでございます。先ほど言及いたしました情報通信審議会における検討経緯でございます。昨年5月に諮問を行いまして、事業者等関係者からのヒアリングなどを経た上で論点整理を行いまして、昨年12月に答申を頂きました。

4ページを御覧ください。今回の諮問の対象であります電気通信番号計画の改正案の概要について御説明を申し上げます。まずポイントといたしましては、MVNOへの電気通信番号の指定条件はMNOに課されている条件と原則同等とする点でございます。こちらは情報通信審議会の答申とも整合するものでございます。

具体的には、まず緊急通報につきまして、MNO等のネットワークを介した提供を認めることといたしたく思います。現行条件が、利用者が緊急通報を行うことが可能であることでございますので、具体的な改正は必要ないと考えておりまして、MVNOにも同様の条件を課すこととなりますが、その実現方法につきましては、MVNOがMNOのように多数の緊急通報受理機関と直接接続することが難しいとの意見もあることから、提供エリアの一部または全部においてホストMNOあるいはMVNO間での協議を通じ、ホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現を認めることといたしたく思います。

次に、携帯電話の基地局の免許等を受けていることの条件の代替といたしまして、ホストMNOとの連携を求めるとともに、音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備の設置、及びIMS Iの指定を受けることを新たに求めることでございます。

現行の条件は携帯電話またはPHSの基地局の免許等を受けていることでございますが、条件を「携帯電話若しくはPHSの基地局の免許等を受けていること又はホストMNOと連携し、役務提供できること」に改めたく思います。加えまして、MVNOが番号を適切に利用して音声サービスを行うために、音声呼の制御に必要な設備の設置を新

たな条件として求めること、加入者情報の管理・認証に必要な設備を設置するとともに、IMS Iの指定を受けることを新たな条件として求めることにしてございます。

最後に、電気通信事業法の技術基準の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提に、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求めることとしたいと思います。

現行では、事業の用に供する電気通信設備が電気通信事業法の技術基準の適用を受けるものであるとともに、当該技術基準への適合性を確認していることとなっております。この点、MVNOは現状、技術基準の適用を受けないものでございますので、この後、御説明させていただきますとおり、音声伝送携帯電話番号を利用するMVNOに対しましては技術基準を適用できるよう、制度改正を行いたく思います。

このことを踏まえまして、番号の指定においても、電気通信事業法上の技術基準の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提といたしまして、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求めることといたしたいと思います。

また、その他の改正事項といたしまして、音声伝送携帯電話番号の指定単位の変更や、データ伝送携帯番号の指定の条件の改正も行いたく思います。

番号使用計画に関する説明は以上となります。この後、技術基準等の部分につきましては、電気通信技術システム課より御説明をお願いいたします。

○梶原電気通信技術システム課課長補佐 電気通信技術システム課でございます。

それでは「電気通信事業法上の技術基準の現状」と書いた、右上で5ページのところから説明させていただきます。先ほど、MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受けられるようにするに当たりまして、MNOと同等の技術基準を課していくべきとの説明をさせていただきましたので、最初に、電気通信事業法上の技術基準、事業用電気通信設備規則の現状について説明させていただきます。

電気通信事業法では、利用者と利用者との間をつなぐ伝送路設備、例えば携帯電話網ですと無線区間を構成する設備ですとか、有線ですと光ファイバなどが該当しますが、これを電気通信役務の確実かつ安定的な提供のために重要視すべき設備と捉えておりまして、伝送路設備と伝送路設備と一体として設置される設備をまとめて電気通信回線設備として整理しております。そして、この電気通信回線設備を設置する事業者、回線設

置事業者には技術基準が課せられるという構造になっております。

そのため、MNOは回線設置事業者には該当しますので技術基準が適用されますが、MVNOは基本的には回線設置事業者には該当しないので技術基準が適用されないという制度構造になっております。

続いて、右上6ページになります。制度改正案の概要について記載しております。まず下側のネットワーク構成図を御覧ください。こちらでMVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受けてサービスを提供する場合のネットワーク構成図を簡易的に記載しております。こちらでMNOの設備、左側の緑色で着色した部分については技術基準が既に課せられておまして、一方で右側のMVNOの設備には技術基準が課せられていないという状況です。

ただし、MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受けてサービスを提供する場合には、真ん中の赤枠の加入者情報を管理するためのデータベースなど、音声サービスの提供に必要なプラットフォームを自ら設置することとなりますので、MVNOの設備にも技術基準を課すことで、サービスの提供に必要な設備の全体に損壊・故障対策が施されることになりまして、電気通信役務の確実かつ安定的な提供が図られることになると考えております。

こうした構造にしていくことを目的としまして、上側の1点目、電気通信事業法施行規則の改正のポイントになりますけれども、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOが設置する設備について技術基準が適用されるように、この電気通信事業法施行規則の中で、「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」に「音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供される電気通信役務」を追加するという改正案を作成しております。

また、2点目、技術基準、事業用電気通信設備規則の改正案になりますけれども、音声伝送携帯番号の指定を受けるMVNOが設置する部分の設備を「特定携帯電話用設備」と新たに定義しまして、現在のMNOが設置する携帯電話用設備と同等の基準を課す内容の改正案を作成しております。

続いて、右上のページ番号で7ページになりますが、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の改正案について御説明させていただきます。こちらは省令等によって規定されるものではなくて、あくまでもガイドライン、推奨基準の話となりますので、当審議会の必要的諮問事項ではございませんが、関連する改正事項ということで御紹介させて

いただきます。

総務省では、情報通信ネットワークについて、ハードウェアやソフトウェアに備えるべき機能やシステムの維持・運用に係る留意点などの推奨基準を情報通信ネットワーク安全・信頼性基準としてまとめておりました。この安全・信頼性基準では、電気通信回線設備を自ら設置するかどうかによって異なる推奨基準を設けております。今般、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOとMNOとの間で同等の推奨基準が示されるように、こちらの基準でも規定項目の整合を図っていくことを目的とした改正案を作成しております。

最後にスケジュールについて、右上のページ番号8ページで説明させていただきます。本日諮問させていただく内容について、明日からパブリックコメントを行いまして、電気通信番号委員会の審議を経て、改めて答申案件として諮らせていただきたいと考えております。

総務省からの説明は以上となります。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

MVNOに音声番号の指定をする場合には、その指定された事業者は特定携帯電話用設備としてその設備を定義して、携帯電話用設備と同等の基準を規定する内容と理解しております。

いかがでしょうか。それでは大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員　　大谷でございます。御説明どうもありがとうございました。

音声通信ができるようになるための技術的な条件を整備していただいたということにして、新たに導入しなければいけないHSSなどの設備もありますけれども、MVNOの中でもこういった設備投資に意欲を持たれているところに新たなサービスについての可能性を与える意味で、できるだけ早く実現させるべきものだと考えております。

そこでちょっとお尋ねしたいのですけれども、こういったHSS、IMSといった設備を導入されている事業者はMVNOではまだ数が少ないと承知しておりますけれども、一定のニーズを踏まえたものと理解してよろしいでしょうか。

○三友部会長　　ありがとうございます。総務省から回答をお願いいたします。

○林電気通信技術システム課番号企画室課長補佐　　番号企画室の林と申します。大谷委

員、御質問ありがとうございます。

音声サービスを実際にやりたいとの事業者の要望の声も踏まえて、こういった制度整備が検討されてきた経緯もございますので、ニーズはあるものと承知してございます。

○三友部会長 大谷委員、よろしいですか。

○大谷委員 ありがとうございます。音声SIMの取扱いなど、それをきっかけに新たなサービスにつながる面が大きいと思いますので、より多くのMVNOに手を挙げてもらいやすいように、制度の理解・周知に努めていくことも必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。大変重要な視点だと思います。競争促進という側面から考えますと、なるべく制度を利用しやすい形にさせていただくことが重要かと思っております。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は11月26日、土曜から12月26日、月曜までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を頂いた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。その旨決定することといたします。

○三友部会長 以上で本日の審議が終了いたしました。これを機会に何か委員の皆様からございますでしょうか。何かございましたらば、お手を挙げていただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは事務局から何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。

本日の開始が遅れてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

また、冒頭、佐藤部会長代理に議事の進行をお願いさせていただきましたが、円滑に進めていただき、誠にありがとうございました。

次回の電気通信事業部会は別途御連絡を差し上げますので、また皆様よろしくお願
いたします。

以上です。

○三友部会長　　ありがとうございます。

冒頭、所用により途中からの出席となり、皆様に大変御迷惑をおかけいたしました。
心からおわび申し上げます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会